

流山市農業委員会からの お知らせ(第7号)

編集・発行

流山市農業委員会事務局

TEL 04-7150-6102



写真提供 (株)松美ファーム

昨年12月15日、改正農地法が施行されました。今回の改正は、農地制度の基本を「所有」から「利用」へ転換するもので、最大の狙いは、農地を貸借する際の規制を大幅に緩和し、農業への一般企業参入の道を開くこと、また、違反転用に対する罰則強化や農地の転用規制が厳格化されたことなどです。

本市ではこの施行に合わせ、新規就農を促進し耕作放棄地の解消を図ることを目的に、農地取得下限面積をこれまでの40アールから30アールに引下げました。

(主な改正事項 2ページに掲載)

改正農地法 平成21年12月15日施行

農地法等の改正内容については、昨年8月1日付け流山市農業委員会からのお知らせ(第6号)でご案内したところですが、同法等が昨年12月15日に施行されましたので、農家の皆様に直接関係する事項について再掲いたします。

なお、ご不明な点は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

1 農地について権利を有する者の責務

農地について所有権、賃借権等の権利を有する者は、その農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされた。

このため、農業委員会は毎年、農地が適正に利用されているか調査を行い、適正に利用されていない農地については、必要な指導を行うことになった。

2 農地の権利取得下限面積要件を30アールに引下げ

これまで農地取得下限面積については知事が定めていたが、改正により地域の実態を熟知している農業委員会がその面積を定めることができるようになったため、現行の40アールを30アールに引き下げをした。これにより、増大する耕作放棄地の解消や、新規就農の促進が期待される。

3 農地を相続等で取得した場合は届出を

相続等で農地を取得した場合は農地法の許可は要しないが、改正により権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないとされた。

届出をしなかった場合は、10万円以下の過料が課されるのでご注意ください。

4 標準小作料の廃止

標準小作料が廃止され、農業委員会は実勢の賃借料の情報を提供することとされた。実勢の賃借料の情報については、農業委員会事務局までお問い合わせ又は農業委員会のホームページを参照。

5 農地転用規制の厳格化

違反転用に対する罰金額が引き上げられ(個人、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人、1億円以下の罰金)、抑止力が強化された。

また、第1種農地の面積要件が20ヘクタール以上から10ヘクタール以上に引き下げられた。

この引下げに伴い、第2種農地の面積要件も20ヘクタール未満から10ヘクタール未満に引き下げられた。

6 相続税納税猶予制度の見直し

これまで市街化調整区域内の農地については、20年間の営農継続により相続税の猶予税額が免除されていたが、改正後はこの措置が廃止され終生営農となった。

(ただし、改正前に適用を受けていた農地については従前のとおり。)

また、改正前に相続税の納税猶予を受けていた農地(市街化調整区域内)及び改正後に相続税の納税猶予を受けた農地(市街化調整区域内)について、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸し付けられた場合は、引き続き納税猶予制度を適用することができることとされた。(ただし、改正前に適用を受けていた農地については終生営農となった。)

高市会長

平成21年文化の日千葉県功労者表彰受賞

文化の日にあたり、各方面でそれぞれ顕著な功績を挙げ、本県の発展に多大な貢献をされた方々を表彰する「平成21年文化の日千葉県功労者表彰」が、昨年11月3日、千葉県議会議場で行われ、高市正義流山市農業委員会会長が農林水産功労者として表彰されました。これは、高市会長の長年の農業行政に対する功績が認められたもので、高市会長を含め68名(団体含む。)の方々に、森田健作知事から賞状が授与されました。

なお、この顕彰は、昭和23年に文化の日が制定されたのを機に始まり、今回で62回目となります。



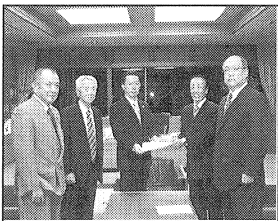
石井職務代理者にも感謝状

昨年11月6日、平成21年度農業経営基盤強化促進大会が青葉の森公園芸術文化ホールで開催され、その席上、平成21年度農業経営基盤強化促進功績者として、石井勇流山市農業委員会会長職務代理者に、森田健作知事から感謝状が授与されました。

これは、耕作放棄地の解消など石井職務代理者の長年の農業委員活動に対して表彰されたものです。



平成22年度流山市農業施策についての建議書 井崎市長に提出



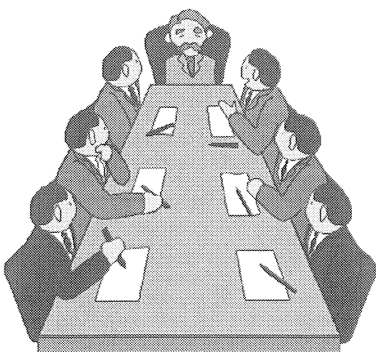
平成21年10月23日、高市農業委員会会長ほか農業委員が、井崎市長に「平成22年度流山市農業施策についての建議書」を提出しました。今年度は、改正農地法の施行を間近に控えていたことから、企業及び新規就農者の受入れ促進は、危機的状況にある本市農業の再生の絶好の機会と捉え、利用権設定事業奨励金の拡充など22項目について建議しました。(詳細は、ホームページでご確認を)

農業委員会委員の選挙人名簿登載申請 1月8日までに提出を

市内の農業従事者が、農業委員会委員の選挙権と被選挙権を得るため、毎年1月1日現在で行われている選挙人名簿への登載申請期限は、1月8日(金)までです。

既に配布済みの申請用紙に必要事項を記入し、同封した返送用封筒に封入の上、郵送にて提出してください。

対象：平成2年4月1日以前に生まれ、市内に住所があり10a以上の農地を耕作している方及び同居の親族または配偶者で、年間60日以上農業に従事している方



秋谷委員が死去

かねてから病氣療養中であった秋谷博委員が、昨年8月28日、逝去されました。

秋谷委員は、新しい街づくりが正に始まろうとする平成11年7月20日から、4期10年にわたり、本市農業の発展のために全力を傾注されました。

その功績を称えるため、10月26日、明るい地域社会の創造に大きく貢献された個人や団体を表彰する第57回「ふるさとづくり功労者表彰」の表彰式が行われ、井崎市長からご遺族に表彰状が手渡されました。秋谷委員のご冥福をお祈り申し上げます。



吉田松衛新委員

なお、秋谷委員の死去に伴い、とうかつ中央農業協同組合から新たに吉田松衛委員が推薦され、10月20日、流山市長から選任されました。

吉田委員には農業委員としてご活躍を期待します。



故秋谷博委員

耕作していない農地はありませんか

跡継ぎもおらず、高齢なので耕作できない。誰か作ってくれる人がいれば農地を「貸したい」あるいは「売りたい」と考えている方はありませんか。

農業委員会では、耕作が困難な方から、農業の経営規模の拡大を図りたい方への、農地の橋渡しをしたいと考えております。

ご自身で耕作ができなくなった農地をお持ちの方は、地元農業委員に御相談の上、農業委員会までお申出ください。

耕作できない農地の確認について

以上のことから、農業委員会では、耕作されていない、又は耕作できない農地のうち、貸し付けてもいい農地について、農家の皆様からお聞きし、その現状を把握することといたしました。(新川地区の農家の方には、昨年8月に照会してあります。)

このため、誠にお手数ですが、耕作されていない農地をお持ちの方は、ご一報くださるようお願いいたします。

しっかり積み立て、がっちりサポート
安くて豊かな老後を

農業者年金

国が変わる。安心が大きくなる

担い手 積立年金

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS